

平成22年6月9日

電波法施行規則の一部を改正する省令案について
(平成22年4月14日 諮問第17号)

[港則法及び海上交通安全法の一部改正に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(成瀬課長補佐、戸部係長)

電話：03-5253-5901

電波法施行規則の一部を改正する省令案について
～港則法及び海上交通安全法の一部改正による規定の整備～

1 諮問の概要

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条では、無線局が行うことができる通信は、原則として、免許状に記載された事項（目的、通信の相手方及び通信事項）に限定され、必要性が極めて高いものや公益性の高いものについては、例外的な通信として免許状に記載がなくても当然に行い得るものとしており、その例外的な通信については、同条の他、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 37 条に列挙されているところである。

海上保安庁では、船舶の輻輳海域における近年の大規模海難事故等を踏まえて、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 69 号、平成 22 年 7 月 1 日施行）により、海上交通の安全のための業務を充実させることとして、新たに船舶の危険の防止や航法是正のための勧告、航路外での待機等の指示などの業務を行うこととなった。

このため、港則法等の改正により追加された新たな業務に係る通信についても公益性の高い通信であることから、電波法第 52 条の通信とする必要があるため規定の整備を行うものである。

2 改正概要

港則法及び海上交通安全法に新たに規定された業務に係る通信を電波法第 52 条第 6 号の通信として追加すること。

（施行規則第 37 条関係）

3 施行時期

平成 22 年 7 月 1 日とする。

港則法・海上交通安全法の改正に伴う電波法施行規則の一部改正 に関する電波監理審議会諮問

【目的】 港則法・海上交通安全法の改正により追加された海上交通センターの業務を電波法令の通信事項として追加。

【港則法・海上交通安全法の改正】

【背景】

- ・大型船の海難事故が頻発（明石海峡多重衝突事故等）
- ・衝突・乗揚げ海難の約6割が輻輳海域で発生
- ・AISの搭載義務船の搭載完了・AIS陸上施設の整備完了等

【取り組み】 海上交通センターの業務の充実

○情報の提供・指示

- 入航する巨大船等の情報
- 気象情報
- 湾内の混雑情報
- 大型船等への運航の指示 等

○大型船等からの通報

- 入港予定事項 等

○危険防止のための指示

- 航路外での待機
(港則法14条の2、海交法10条の2) 等

○危険防止のための勧告

- 航法遵守
(港則法37条の4、海交法29条の3)
- 海難等の際の危険防止措置
(港則法37条4項) 等

今回の法改正により追加

【電波法施行規則の改正】

無線局の運用の制限（電波法第52条）

- 原則として免許状に記載された目的・通信の相手方・通信事項の範囲を超えられない。
- 例外的に必要性の極めて高い通信、公益性が高い通信については当然通信可能。

【例】

- ✓ 遭難通信など人命や財産に係る通信
- ✓ 災害対策本部の指示のための通信
- ✓ 気象庁が行う気象警報のための通信
- ✓ 航行中の傷病者の医療手当のための通信
- ✓ 海上保安庁と船舶の海上交通安全のための通信 等

【今後の予定】

平成22年	4月 14日	電波監理審議会諮問・パブコメ
	6月 9日	電波監理審議会答申
	6月 下旬	公布
	7月 1日	施行（港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行日）

※ 港則法：港内の船舶交通の安全と港内の整頓を図る。
海上交通安全法：船舶が輻輳する海域の航法と危険防止を行い安全を図る。

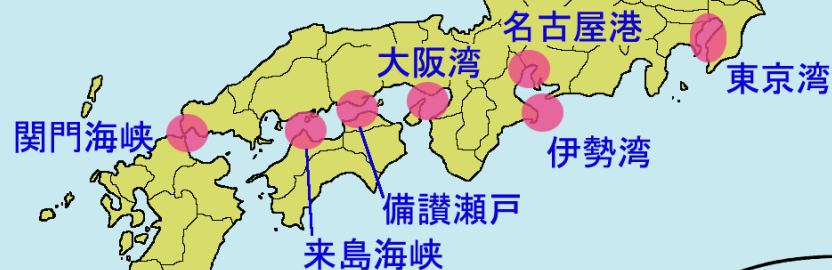
海上交通センター(マーチス)の概要

参考

海上交通センターは、船舶の交通が輻輳する海域・港内において、航行する船舶に対して、航行安全のために必要となる情報提供を行う。

全国に7か所設置されている。

マーチス(MARTIS: MARine Traffic Information Service)とも呼ばれている。



○東京湾海上交通センター（東京マーチス）
対象：浦賀水道航路・中ノ瀬航路・東京湾

○伊勢湾海上交通センター（伊勢湾マーチス）
対象：伊勢湾海域・伊良湖水道航路

○名古屋港海上交通センター
（名古屋ハーバーレーダー）
対象：名古屋港

○大阪湾海上交通センター（大阪マーチス）
対象：播磨灘海域・明石海峡航路等

○備讃瀬戸海上交通センター（備讃マーチス）
対象：備讃海域・備讃瀬戸航路、宇高航路等

○来島海峡海上交通センター（来島マーチス）
対象：来島海峡・来島海峡航路

○関門海峡海上交通センター（関門マーチス）
対象：関門海域・砂津航路・戸畑航路等

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年6月9日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等
に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成22年4月14日 諮問第18号)

[公共ブロードバンド移動通信システムの導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室

(根本課長補佐、町田係長)

電話：03-5253-5888

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

1. 諮問の背景

現在、災害現場等において使用される警察、消防・救急等の公共無線システムは、音声による情報伝達が中心となっているが、被災地等の正確な情報の共有のためには、機動的かつ確実に映像伝送を行う手段が求められている。

こうした中、総務省では、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数帯となる VHF 帯の一部（170MHz～202.5MHz）について、平成 19 年 6 月の情報通信審議会一部答申※を踏まえ、安全・安心な社会の実現のためにブロードバンド通信が可能な自営通信を導入することとし、平成 21 年 4 月には情報通信審議会に対して「公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件」について諮問し、平成 22 年 3 月に同審議会から答申を受けたところである。

本件は、当該答申を踏まえ、公共ブロードバンド移動通信システム（以下では、省令案上の既定振りにあわせ「200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局」と呼称する。）の導入に必要な関係規定を整備するとともに、併せて定期検査を行わない無線局に係る規定の合理化を行うものである。

※平成 19 年 6 月 27 日情報通信審議会諮問第 2002 号「電波の有効利用のための技術的条件」のうち「VHF／UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」に対する一部答申

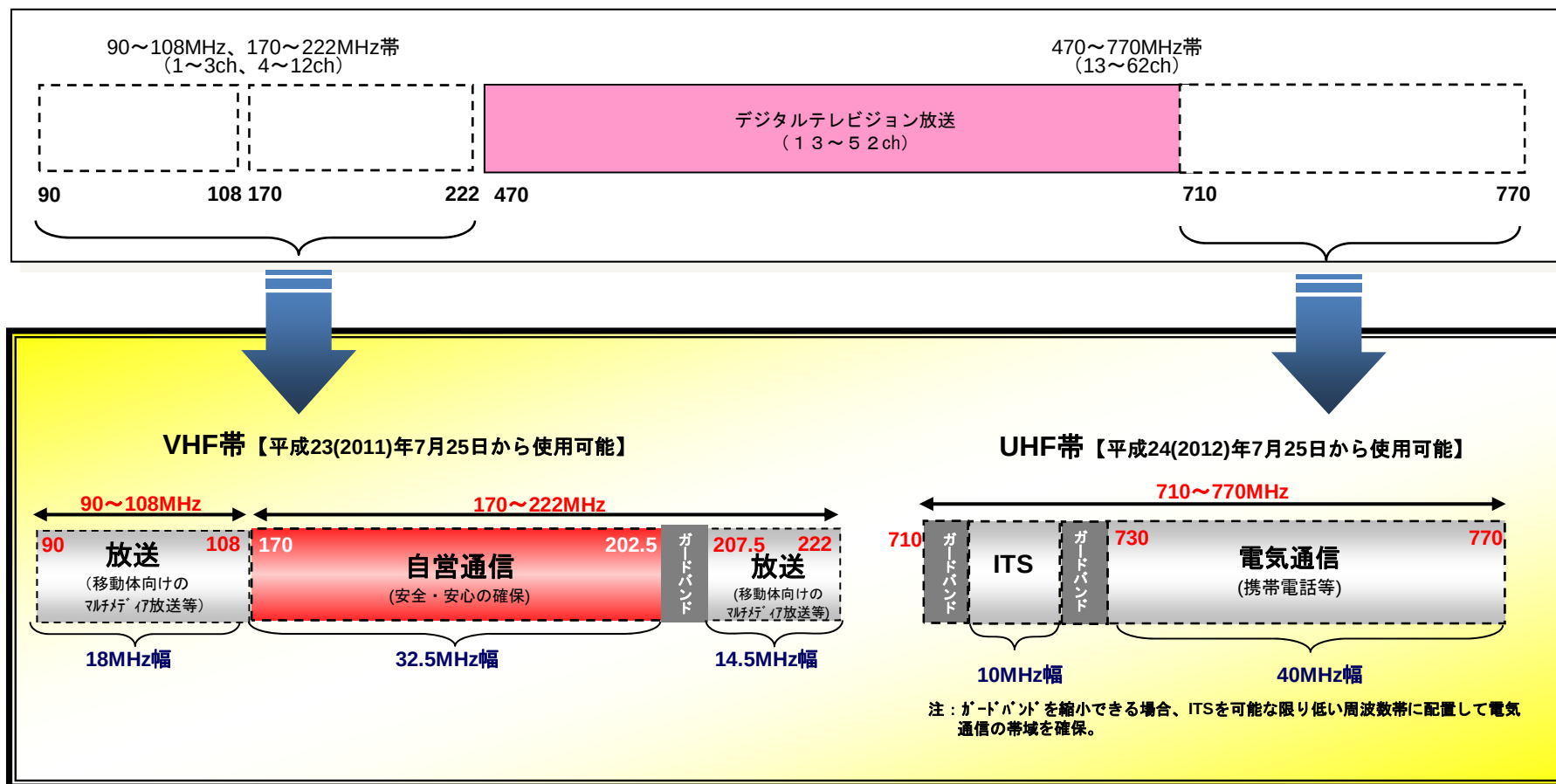
2. 改正省令案の概要

- （１）電波法施行規則の一部を改正する省令案
 - ・ 定期検査を行わない無線局に係る規定の合理化を行うこと
 - ・ その他所要の規定の整備を行うこと
- （２）無線設備規則の一部を改正する省令案
 - ・ 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局に係る技術的条件を定めること
- （３）特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
 - ・ 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備を特定無線設備とすること

3. 施行期日

平成 22 年 7 月 公布・施行（予定）

地上テレビジョン放送のデジタル化後の空き周波数の有効利用方策



「公共ブロードバンド移動通信システム」の概要

- ◆現在、災害等の現場で使用される警察、消防等の無線システムは、音声を中心。
- ➡ 災害現場等の映像を機動的かつリアルタイムに伝送可能な公共ブロードバンド移動通信を実現
- ◆対策本部等においては、現場の映像情報に基づき、迅速かつ適切な対処の指示が可能。



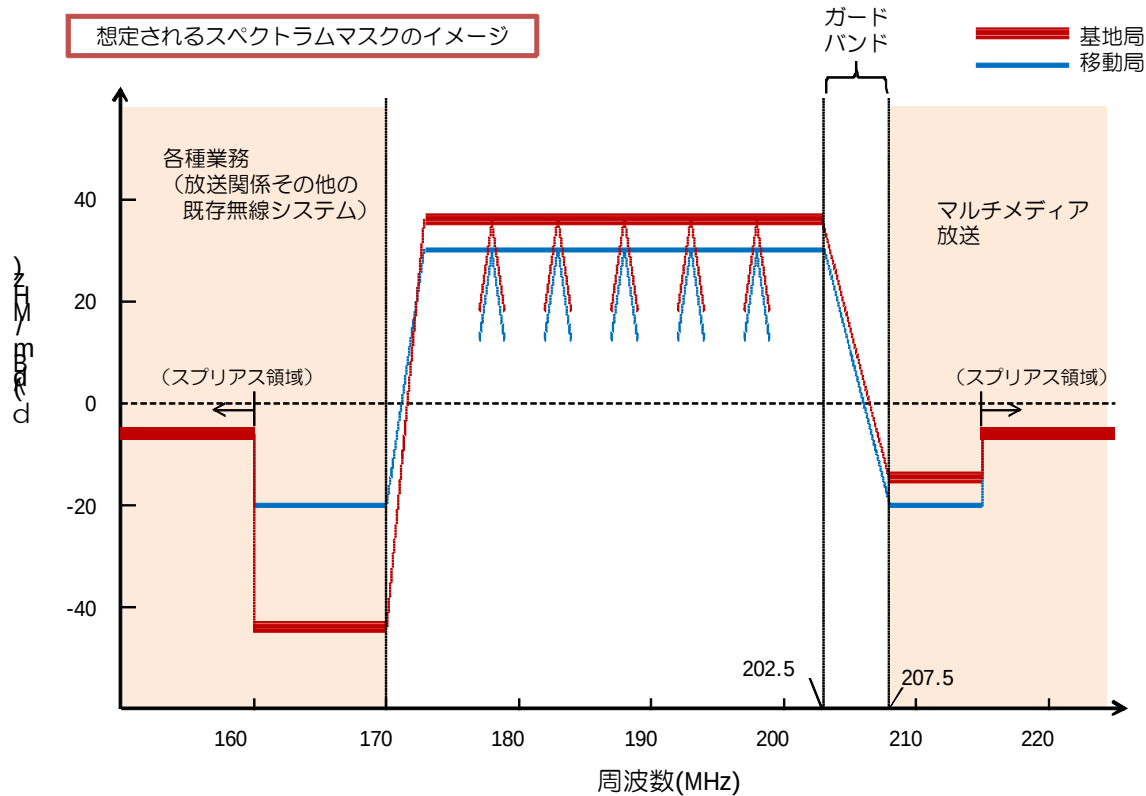
「公共ブロードバンド移動通信システム」の技術的条件
(情報通信審議会答申から)

一般的条件

	移動局	基地局
(1)通信方式	TDD方式	
(2)多重化方式※	OFDMA方式	OFDM方式及びTDM方式の複合方式
(3)変調方式※	QPSK、16QAM又は64QAM	BPSK、QPSK、16QAM又は64QAM
(4)認証・秘匿・セキュリティ	不正使用を防止するための移動局装置固有の番号付与、認証手順の適用、通信情報に対する秘匿機能の運用等を必要に応じて講じること。	
※その他	(2)及び(3)にかかわらず、他の技術的条件に合致する限り、多重化方式又は変調方式については、他の方式とすることもできる。	

無線設備の技術的条件

	移動局	基地局
(1)周波数の偏差	5×10^{-6} 以内	
(2)占有周波数帯幅	4.9MHz (5MHzシステム)	
(3)空中線電力	5W以下	20W以下
(4)空中線電力の許容偏差	+50%、-50%	
(5)隣接チャネル漏洩電力	隣接 -21dBc以下、次隣接 -41dBc以下	隣接 -30dBc以下、次隣接 -50dBc以下
(6)不要発射の強度	※帯域外領域又はスプリアス領域における不要発射については、下記のイメージを参照のこと。	
(7)送信空中線絶対利得	10dBi以下 (ただし、給電線損失を補う分の増加は認められる。)	



(注) グラフの実線部分は、便宜上、いずれもチャンネルの帯域幅や参照帯域幅に電力が均一に分布するとの仮定の下で、1MHzあたりの数値に換算したものである。

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年6月9日

KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社株式会社所属
特定無線局の包括免許について
(平成22年6月9日 諮問第24号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(村田課長補佐、江原官)

電話：03-5253-5893

KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属 特定無線局の包括免許について

1 包括免許申請の概要

申請者	KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	データ通信の高速化及び周波数の有効利用のため、現在のCDMA2000 1xEV-DO方式において複数のチャネルを3チャネルまで同時に通信することができる端末を導入するため、包括免許を希望する。 本方式の導入により、上り方向のデータ速度が最大1.8Mbpsから最大5.4Mbpsに、下り方向のデータ速度が最大3.1Mbpsから最大9.3Mbpsに向上する。
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局及び免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	1M48 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W 898. 75MHz から 900. 25MHz まで 25kHz間隔の周波数 61波 316mW 915. 75MHz から 924. 25MHz まで 25kHz間隔の周波数 341波 316mW 825. 78MHz から 829. 08MHz まで 30kHz間隔の周波数 111波 316mW 1926. 25MHz から 1938. 75MHz まで 50kHz間隔の周波数 251波 210mW 2M71 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W 826. 395MHz から 828. 465MHz まで 30kHz間隔の周波数 70波 132mW 3M94 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W 827. 01MHz から 827. 85MHz まで 30kHz間隔の周波数 29波 132mW 2M73 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W 1926. 875MHz から 1938. 125MHz まで 50kHz間隔の周波数 226波 132mW 3M98 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W 1927. 5MHz から 1937. 5MHz まで 50kHz間隔の周波数 201波 83mW
最大運用数	14, 617, 700局（全国合計）
運用開始予定期日	免許の日から 6 月以内の日

2 審査結果の概要

審査の結果、別紙 1 及び 2 のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の 4 第 1 号及び第 2 号の規定に適合していると認められるので、包括免許を与えることとしたい。

審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、既に割り当てられている800MHz帯及び2GHz帯において、より高速なデータ通信を行うことができる陸上移動局を導入するものであり、周波数の逼迫を緩和し、より安定した音声役務及び高速なデータ伝送役務を提供することが可能なものであることから、利用者の需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	別添のとおり、開設無線局数が最大運用数に達する場合であっても、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に基づき算定した収容可能無線局数から、申請者が現に包括免許を受けている陸上移動局の5年後の運用見込数を差し引いた値を下回るため、最繁時に通信が可能であると認められることから、当該最大運用数による電気通信事業の実施について、適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は既に相当数の携帯電話に係る無線局を開設し、申請のあった地域において相当規模の電気通信事業を実施していることから、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局は、申請者に既に割り当てられている800MHz帯及び2GHz帯において、周波数の逼迫を緩和し、より安定した音声役務及び高速なデータ伝送役務を提供することを目的とするものであり、当該目的に照らせば、既存の通信方式により最大3チャンネル同時通信を行いデータ伝送の高速化と周波数利用効率の向上を実現させるものであること、既存の基地局の改修により導入が可能なものであることから、他の電気通信手段と比較して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	適	本件特定無線局は、周波数の逼迫を緩和し、より安定した音声役務及び高速なデータ伝送役務を提供することを目的とするものであり、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

管轄区域	収容可能無線局数 ①	申請者が現に包括免許を受けている陸上移動局の 最大運用総数 ②	申請のあった最大運用数 ③
北海道総合通信局	6,461,822	3,519,000	662,500
東北総合通信局	8,009,506	5,044,000	939,200
関東総合通信局	55,539,064	25,685,000	5,382,400
東海総合通信局	20,186,849	7,377,000	1,609,800
信越総合通信局	2,209,694	1,241,000	228,700
北陸総合通信局	4,290,539	1,675,000	314,200
近畿総合通信局	29,105,934	12,250,000	2,735,400
中国総合通信局	9,741,150	4,293,000	835,300
四国総合通信局	5,442,873	2,031,000	378,600
九州総合通信局	20,163,157	6,826,000	1,307,500
沖縄総合通信事務所	1,896,385	1,121,000	224,100
全国合計	163,046,973	71,062,000	14,617,700

判定基準：①>②+③であること。

(参考) 包括免許制度とは

携帯電話端末等の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とする制度(電波法第27条の2等)

個別免許制度



包括免許制度



電波監理審議会会長会見用資料

平成22年6月9日

放送用周波数使用計画の一部変更案について
(平成22年6月9日 諮問第25号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(山口課長補佐、棚田係長)

電話：03-5253-5787

放送用周波数使用計画の一部変更案について

1. 概 要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が3Wを超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されている。

今回、兵庫県三木市において新たに地上デジタルテレビジョン放送用の大規模な中継局を整備する必要があるため、放送用周波数使用計画を変更するもの。

2. 変更の内容及び理由

・三木のデジタル局（兵庫県）に係る変更【中継局の新設】

兵庫県三木市及び近隣地域における日本放送協会及び近畿広域圏の民放のデジタル放送の視聴は、三木を送信場所とした中継局（三木デジタル局）からの放送波の受信によって行われている。

一方、兵庫県の県域放送の民放については、三木デジタル局が設置されていないため神戸市（摩耶山）に設置されている親局等からの放送波を受信する必要があるが、地形的な影響等により十分な強度の電波が届かず、当該地域の一部では難視聴現象が発生し、改善が望まれていた。

このため、当該地域において地上デジタル放送の良好な受信を可能とするため、三木デジタル局に新たに兵庫県の県域放送の民放の中継局を設置することから、放送用周波数使用計画を変更することとする。

3. 放送用周波数使用計画の変更案

一般放送事業者の放送 総合放送（県域放送）

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
兵庫県	姫 路	26	0.01	姫 路	26	0.01
	豊 岡	26	0.01	豊 岡	26	0.01
	三 木	26	0.03			
	香 住	26	0.01	香 住	26	0.01
	明 石	26	0.01	明 石	26	0.01

電波監理審議会会長会見用資料

平成22年6月9日

日本放送協会の放送法第9条第2項第8号の業務の認可について
(平成22年6月9日 諮問第26号)

[日本放送協会の放送に係る絶対難視地区等において受信設備の整備を支援する業務の認可について]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(景山課長補佐、堤官)

電話：03-5253-5778

総務省情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信推進室

(日下課長補佐、佐々木主査)

電話：03-5253-5949

日本放送協会の放送に係る絶対難視地区等において 受信設備の整備を支援する業務の認可について

1. 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）（以下「法」という。）第9条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第9条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要
1 業務の内容	協会の地上テレビジョン放送（地デジ難視対策衛星放送による再送信を除く。以下同じ。）の絶対難視地区（自然の地形により地上アナログテレビ放送が難視聴であると共に平成23年7月25日以降も地上デジタル放送も難視聴となる地区で、都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴地域及び混信による難視聴地区を除いたもの。）において、地デジ難視対策衛星放送を受信するために必要な設備を有しない世帯等（世帯及び事業所、学校、ホテル、旅館等）及び海外離島にあって島内の全世帯が絶対難視地区にある世帯と同様の難視状況下にあると協会が認める地区（以下、絶対難視地区とこれを総称して「絶対難視地区等」という。）をその区域とする視聴環境の整備に支援を行う自治体に対し、当該放送を受信するために必要なチューナーの貸与又は受信設備の整備に必要となる経費の一部助成を行う業務。
2 業務を行うことを必要とする理由	協会は、これまで衛星第2テレビジョン等により絶対難視地区等の難視聴対策を実施してきたところ、デジタルテレビ放送への移行に併せて衛星第2テレビジョン等による当該対策を終了し、地デジ難視対策衛星放送により当該対策を実施することとしているため、今後、絶対難視地区等においては、当該放送を受信することによってのみ協会の地上テレビジョン放送が視聴可能になる。このことから、同地区等において地デジ難視対策衛星放送を受信するために必要な設備を有しない世帯等や当該放送の視聴環境の整備の支援を行う自治体に対し、当該放送を受信するために必要な設備の整備に係る支援を行うことによって、早期かつ円滑に協会の地上系によるテレビジョン放送の視聴環境を確保する必要があるため。

3 業務の実施計画の概要	➤ 業務の実施に当たっては、別添「実施要綱」により、これを行う。受信が可能となる世帯等の数の見込みは次のとおり。 <table><tr><td></td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr><tr><td>受信可能化世帯等</td><td>約4,000</td><td>(平成22年度に未申請の世帯等があった場合に対応)</td></tr></table> ※本業務の実施に際し、別途、受信契約者に対しては個別訪問による説明により、また受信契約者でない者に対しては資料の配付により、十分な周知が図られるよう措置するとともに、必要な受信相談に応ずることとしている。		22年度	23年度	受信可能化世帯等	約4,000	(平成22年度に未申請の世帯等があった場合に対応)
	22年度	23年度					
受信可能化世帯等	約4,000	(平成22年度に未申請の世帯等があった場合に対応)					
4 業務の収支の見込み	<table><tr><td></td><td>22年度</td><td>23年度</td></tr><tr><td>支出</td><td>6億円</td><td>(平成22年度に未申請の世帯等があった場合に対応)</td></tr></table>		22年度	23年度	支出	6億円	(平成22年度に未申請の世帯等があった場合に対応)
	22年度	23年度					
支出	6億円	(平成22年度に未申請の世帯等があった場合に対応)					
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	6億円 平成22年度収支予算及び資金計画に計上済み。平成23年度分が必要な場合には、同年度の収支予算及び資金計画に計上する予定。						
6 その他必要な事項	➤ 業務実施の期日は、総務大臣の認可の日以降、平成24年3月31日まで。ただし、申請の受付は平成24年1月31日までとする。 ➤ 貸与するチューナーの選定及び設置に係る業務は、事業者を公募し委託することとする。チューナーの選定は、当該事業者が一般競争入札により行うものとする。 ➤ 実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。 ➤ 業務の実施状況については、別途報告する。						

2. 審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第9条第2項第8号)	特に必要と認められる。 (理由) 申請に係る業務は、協会が地上デジタル放送の絶対難視地区等において、地デジ難視対策衛星放送を受信するために必要な設備を有しない世帯等や視聴環境の整備に支援を行う自治体に対し、当該放送の受信のために必要な設備の整備に係る支援を行うものである。 協会は、これまで衛星第2テレビジョン等により絶対難視地区等の難視聴対策を実施してきたところ、デジタルテレビ放送への移行に併せて衛星第2テレビジョン等による当該対策を終了し、地デジ難視対策衛星放送により当該対策を実施することとしているため、今後、絶対難視地区等においては、当該放送を受信することによってのみ協会の地上テレビジョン放送が視聴可能になる。このことから、協会の衛星第2テレビジョン等による当該対策の終了までに、同地区等において地デジ難視対策衛星放送を受信できるようにすることが求められているところ。 このような状況において、同地区等において当該放送の受信環境を整備する世帯等や自治体に対し、協会が当該放送を受信するために必要なチューナーの貸与や受信設備の整備に必要な経費の一部助成を行うことは、視聴者負担の増大を抑制しながら、同地区等における地上テレビジョン放送の受信環境を効率的かつ速やかに整備することに寄与するものであり、受信者利益に大きく資するものである。 また、地デジ難視聴対策衛星放送は5年間の暫定的な施策であり、当該放送終了後の難視聴対策の方策については現在協会で検討中であるため、その間、世帯等や自治体の暫定的な受信設備の整備に係る支援を行うことは、合理性があると認められる。 したがって、協会が申請に係る業務を行うことは、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。

2 営利を目的とし ないものであること (法第9条第4項)	協会が、絶対難視地区等において、地デジ難視対策衛星放送を受信するために必要な設備を有しない世帯等及び視聴環境の整備に支援を行う自治体に対し、当該放送を受信するために必要な設備の整備に係る支援を行うものであり、営利を目的とするものではないと認められる。
--	--

日本放送協会の放送に係る絶対難視地区等において
受信設備の整備を支援する業務の実施要綱

1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）の放送の難視聴対策の事業が、デジタルテレビジョン放送への移行後は、衛星第2テレビジョンから、地デジ難視対策衛星放送により実施することとなり、これまで、総合テレビジョン及び教育テレビジョンの放送を視聴することができなかった絶対難視地区（自然の地形により地上アナログテレビジョン放送が難視聴であるとともに平成23年7月25日以降も地上デジタルテレビジョン放送も難視聴となる地区で、都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴地区及び混信による難視聴地区を除く。）においても、地デジ難視対策衛星放送を受信することによりこれらの放送が視聴可能となる。本業務は、地デジ難視対策衛星放送の早期かつ円滑な受信の実現を図るため、下記の支援の要件に該当する世帯等（世帯及び事業所、学校、ホテル、旅館等）及び自治体からの申請により、地デジ難視対策衛星放送を受信するために必要なチューナーの貸与、又は受信設備の設置に必要な経費の一部の助成を行い、絶対難視地区及び外海離島にあって島内の全世帯が絶対難視地区にある世帯と同様の状況下にあると協会が認める地区における地上系によるテレビジョン放送の視聴環境を確保することを目的とする。

2. 支援の要件及び内容

（1）チューナーの貸与

ア 要件

- ① チューナーの貸与を希望する世帯等が絶対難視地区にあること。
- ② 当該世帯等において協会との放送受信契約が締結されていること。
- ③ 当該世帯等からの協会へのチューナー貸与申請を受けて協会がチューナーを設置する時点で、当該世帯等がBSデジタルテレビジョン放送を受信できる機器を所有していないこと。
- ④ 当該世帯等がチューナーの貸与を受けた後は、地デジ難視対策衛星放送を受信するものであること。
- ⑤ 貸与したチューナーの管理・返却等の取り扱いについては、別に定める規約に従うものとする。

イ 内容

1 契約あたり1回に限り、1台のBSデジタルチューナーを貸与し、設置する。なお、設置工事には、必要に応じ受信アンテナその他の付属品の取付を含むことがある。

(2) 経費助成

(2) - 1 世帯等に対する経費助成

ア 要件

- ① 経費助成を希望する世帯等が絶対難視地区にあること。
- ② 当該世帯等において協会との放送受信契約が締結されていること。
- ③ 当該世帯等において地デジ難視対策衛星放送を受信していること。
- ④ 原則として当該世帯等においてＢＳアナログテレビジョン放送を受信していないこと。ただし、ＢＳアナログテレビジョン放送を受信している世帯等が経費助成を希望する場合であって、デジタル放送への早期の移行が確実と見込まれる場合については経費助成の対象とする。
- ⑤ 経費助成の対象となる受信設備は、これまで地デジ難視対策衛星放送を受信可能な設備を持たなかった当該世帯等が初めて購入・設置する、地デジ難視対策衛星放送を受信できるＢＳデジタルテレビジョン放送の受信設備（アンテナ、チューナー、チューナー内蔵型テレビ・録画機等、及びこれらに付属する設備。設置工事を含む）であって、平成２２年４月１日以降に購入・設置したものであること。
- ⑥ 国の補助制度（衛星放送受信対策事業費補助金）を利用することが可能な場合は、当該制度を利用していること。
- ⑦ 協会の地上デジタル放送に関する他の助成制度を利用していないこと。

イ 内容

１ 契約あたり１回に限り、地デジ難視対策衛星放送を受信する設備を購入・設置するための経費額に４分の１を乗じた額で、２万５千円を上限とする額を助成する。

(2) - 2 自治体に対する経費助成

ア 要件

- ① 地デジ難視対策衛星放送対象リストにおいて特別な対策地区の対象とされている外海離島において、自治体が、協会のテレビジョン放送を継続して視聴できるようにすること等を目的に地デジ難視対策衛星放送を受信できるＢＳデジタルテレビジョン放送の受信設備を戸別に設置する難視聴の対策事業を行うことで、自治体の責任で当該地区における協会のテレビジョン放送の視聴環境が確保されること。
- ② 当該自治体が行う難視聴対策事業の開始が平成２２年４月１日以降であること。
- ③ 当該自治体及び当該自治体の難視聴対策事業を受ける世帯等が協会の地上デジタルテレビジョン放送に関する他の助成制度を利用していないこと。

イ 内容

当該自治体に対し、放送受信契約を締結している世帯等に対する対策総経費の２分の１を基本とする額を助成する。ただし、協会が当該自治体と協議し、合意した範囲内に限る。

3. 申請手続き

協会への申請手続きは以下の要領で行うものとする。

- ① 協会の支援を受けようとする者は、別に定める所定の申請書により協会に申請する。なお、申請書は協会が絶対難視地区の世帯等に対して配布するほか、求めに応じて交付する。
- ② 経費助成の場合は、対象となる受信設備の購入額及び購入時期を証明できる書類を添えて、購入から１年以内に協会に申請する。ただし、平成２２年４月１日以降に購入・設置したものに限る。なお、国の補助制度を利用している場合は、国の補助制度における補助額の通知（写し）をもって証明とすることができる。
- ③ 協会は、申請書と必要書類等により審査を実施し、支援の要件を満たしていれば、申請者の申請内容に沿って、チューナーの貸与・設置、又は経費助成を実施する。
- ④ 自治体に対する経費助成の場合は、上記によらず、当該自治体と協会の協議により申請手続きを進めるものとする。ただし、協会の経費助成を希望する場合は、当該事業の開始前に協会に経費助成の申請を行うものとし、協会の了解を得た上で事業に着手するものとする。

4. 実施時期

総務大臣認可の日以降、平成２４年３月３１日まで。申請書の受付は平成２４年１月３１日までとする。

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第9条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十七条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第二項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）、第五十二条の三十第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三～六 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(業務の認可申請)

第二条の四 法第九条第十項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項